

日蓮大聖人御書全集

あぶつぼうのあまごぜんごへんじ

阿仏房尼御前御返事

新版
1729
ゝ
1731

あぶつぼうのあまごぜんごへんじ

阿仏房尼御前御返事

けんじがんねん

がつにち

さいせん
さいにちあま

建治元年('75)

9月3日

54歳
千日尼

おんふみ い

ほうぼう せんじん きようじゅう

ざいほう

御文に云わく「謗法の浅深・軽重においては罪報いか

うんぬん

んや」云々。

そ ほけきょう こころ

いつさいしゅじようかいじようぶつどう

おんきよう

夫れ、法華經の意は、「一切衆生皆成仏道」の御經な

しん

もの じようぶつ

遂

ぼう

もの

り。しかりといえども、信ずる者は成仏をとぐ、謗ずる者は

むけんだいじよう

お

ひと しん

きよう

きぼう

無間大城に墮つ。「もし人信ぜずして、この經を毀謗せば、

すなわ いっさいせけん

ぶつしゅ

だん

ないし

ひと

みようじゅう

即ち一切世間の仏種を断ぜん乃至その人は命終して、

あびごく い

ほうぼう

もの

せんじん

きようじゅう

阿鼻獄に入らん」とは、これなり。謗法の者にも浅深・軽重

の異あり。法華經を持ち信ずれども、誠に色心相応の信者、

のうじしきよう ほけきよう たも しん まこと しきしんそうおう しんじや

能持此經の行者はまれなり。これらの人は、介爾ばかりの

ほうぼう じんじゆう つみ う

謗法はあれども、深重の罪を受くることはなし。信心は

強 ほうぼう 弱 ゆえ たいすい しょうか 消

つよく、謗法はよわき故なり。大水をもつて小火をけすが

ごとし。

ねはんぎよう い ぜんびく ほう そし もの み

涅槃經に云わく「もし善比丘あつて、法を壞る者を見て、

お かしく くけん こしよ まさ し ひと

置いて、呵責し驅遣し挙処せずんば、当に知るべし、この人

ぶつぼう なか あだ よ くけん かしく こしよ

は仏法の中の怨なり。もし能く驅遣し呵責し挙処せば、こ

わ でし しん しょうもん うんぬん きようもん 責

れ我が弟子、真の声聞なり」云々。この經文にせめられ

たてまつ

にちれん

しゅじゅ

だいなん

あ

ぶつぽう

なか

奉つて、日蓮は種々の大難に値うといえども、「仏法の中

あだ

誠

まぬか

の怨なり」のいましめを免れんために申すなり。

ほうぼう

いた

せんじん

いつわ

おろ

責

ただし、謗法に至つて浅深あるべし。偽り愚かにして、せ

とき

しんごん

てんだいしゅうとう

ほつけひぼう

もの

甚

めざる時もあるべし。真言・天台宗等は法華誹謗の者、いと

かしく

う呵責すべし。

だいちえ

もの

にちれん

ぐつう

ほうもんふんべつ

しかれども、大智慧の者ならでは日蓮が弘通の法門分別し

差置

がたし。しかるあいだ、まずまずさしおくことあるなり。

りっしょうあんこくろん

立正安国論のごとし。

言

言

じゅうざいまぬか

がた

い

つみ

免

いうといわざるとの重罪免れ難し。云つて罪のまぬかる

べきを、み見ながら、き聞きながら、お置いていましめざること、戒

げんににとくやぶだいむじひしょうあんい

眼・耳の二徳たちまちに破れて大無慈悲なり。章安云わく

じないつわしたすなわかれあだとううんぬん

「慈無くして詐り親しむは、即ちこれ彼が怨なり」等云々。

じゅうざいしやうめつりやくこころ然

重罪消滅しがたし、いよいよ利益の心もつともしかる

きやうざいもの責とき責

べきなり。軽罪の者をばせむる時もあるべし、またせめず

置そうろうじねん直へん責じた

しておくも候べし。自然になおる辺あるべし。せめて自他

つみのが許ゆえいつこうほうぼう

の罪を脱れて、さてゆるすべし。その故は、一向謗法になれ

勝だいじゅうざいうかれあくのぞ

ば、まされる大重罪を受くるなり。「彼がために悪を除くは、

すなわかれおや

即ちこれ彼が親なり」とは、これなり。

にちれん でし だんな なか おお

日蓮が弟子檀那の中にも、多くかくのごときことども

そうろう あま ごぜん 聞 そうろう

候。さだめて尼御前もきこしめして候らん。

いちのさわのにゆうどう にちれん だんな うち そうら そと

一谷入道のこと、日蓮が檀那と内には候えども、外は

ねんぶつしや そうろう ごしやう

念仏者にて候ぞ。後生はいかんとすべき。しかれども、

ほけきやうじつ かんわた そうら

法華經十卷渡して候いしなり。

しんじん たも ぶつぽう どうり ひと かつ

いよいよ信心をはげみ給うべし。仏法の道理を人に語らん

もの なんによそうに かなら

者をば、男女僧尼必ずにくむべし。よしにくまばにくめ、

ほけきやう しゃかぶつ てんたい みやうらく でんぎやう しょうあんとう きんげん み

法華經・釈迦仏・天台・妙楽・伝教・章安等の金言に身を

によせつしゆぎやう ひと ほけきやう い

まかすべし。「如説修行」の人とは、これなり。法華經に云

わく「く ふ よ 恐れの世において、能く須臾も説かば」云々。うんぬん 悪世末法

とき さんどくごうじよう あくにんとうあつ そうろうとき しょうほう ざんじ しん

の時、三毒強盛の悪人等集まりて候時、正法を暫時も信

たも もの てん にんくよう きようもん

じ持ちたらん者をば天・人供養あるべしという經文なり。

たび だいがん た ごしよう ねが たま すこ ほうぼうふしん

この度、大願を立てて、後生を願わせ給え。少しも謗法不信

失 そうら むけんだいじよううたが たと かいじよう

のとが候わば、無間大城疑いなかるべし。譬えば、海上

ふね 乗 ふね 疎 塗 い

を船にのるに、船おろそかにあらざれども、あか入りぬれば、

かなら せんちゆう ひとびといちじ し

必ず船中の人々一時に死するなり。

睨 けんご あり あな かなら つい たた みず

なわて堅固なれども、蟻の穴あれば、必ず終に湛えたる水

溜 ほうぼうふしん 塗 取 しんじん

のたまらざるがごとし。謗法不信のあかを取り、信心の

睨 固

なわてをかたむべきなり。浅き罪ならば、我よりゆるして

あさ つみ われ 許

くどく え おも

功徳を得さすべし。重きあやまちならば、信心をはげまして

過 しんじん 励

しょうめつ

消滅さすべし。

あまごぜん おんみ ほうぼう つみ せんじん きようじゅう ぎ 問

尼御前の御身として、謗法の罪の浅深・軽重の義をとわ

たも 有 難 によにん

せ給うこと、まことにありがたき女人にておわすなり。

りゆうによ 劣 われ だいじょう おし ひら く

竜女にあにおとるべきや。「我は大乘の教えを聞いて、苦

しゅじょう どだつ ぎしゅ と

の衆生を度脱せん」とは、これなり。「その義趣を問えば、

すなわ かた ほけきよう ぎり と ひと

これは則ち難しとなす」といって、法華經の義理を問う人

と そうろう

はかたしと説かれて候。

あいかま

あいかま

ちから

ほうぼう

責

たも

相構えて相構えて、力あらんほどは謗法をばせめさせ給

にちれん

ぎ

たす

たも

ふ

し

おほ

そうろう

うべし。日蓮が義を助け給うこと、不思議に覚え候ぞ、

ふし

ぎ

おほ

そうろう

不思議に覚え候ぞ。あなかしこ、あなかしこ。

くがつみつか

九月三日

にちれん

かおう

日蓮

花押

あぶつぼうのあまごぜんごへんじ

阿仏房尼御前御返事